

令和6年度 障害福祉サービス等提供事業者に対する運営指導実施結果

令和7年9月1日時点

1 実地指導実績

実施日	事業者名	事業所名	サービス種別
令和6年7月5日	有限会社オートムワーキング	相談室ウェル	計画相談支援 障害児相談支援
令和6年7月23日	合同会社 a n d	ふくし・生活の相談 a n d	計画相談支援 地域移行支援
令和6年7月31日	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター中河原	居宅介護 重度訪問介護
令和6年8月21日	社会福祉法人白梅会	童里夢工房	就労継続支援B型
令和6年8月28日	特定非営利活動法人 F L A G S	FLAGS design	就労継続支援B型
令和6年9月3日	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ武蔵野台	居宅介護
令和6年9月5日	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ北府中	居宅介護
令和6年9月17日	株式会社フリースタイル	アクティブケア	居宅介護 重度訪問介護
令和6年10月11日	一般社団法人恒伸会	こもれび	放課後等デイサービス
令和6年10月24日	株式会社ぱれっと	放課後等デイサービスぱれっと府中	放課後等デイサービス
令和6年10月31日	株式会社ボディアシスト	スポーツひろばプレイス 府中教室	児童発達支援 放課後等デイサービス
令和6年11月18日	社会福祉法人あけぼの福祉会	地域生活支援センターあけぼの	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援

実施日	事業者名	事業所名	サービス種別
令和6年11月22日	社会福祉法人あけぼの福祉会	グループホームあけぼの	共同生活援助
令和6年11月27日	特定非営利活動法人はる	特定非営利活動法人はる	居宅介護 同行援護
令和6年12月4日	有限会社環七	調布寮	共同生活援助
令和6年12月9日	社会福祉法人あけぼの福祉会	ワークセンターこむたん	生活介護 就労継続支援B型
令和6年12月18日	有限会社ビュロン	どれみ	重度訪問介護
令和7年1月16日	社会福祉法人ひばり福祉会	作業所スクラム	生活介護 就労継続支援B型
令和7年1月20日	社会福祉法人ひばり福祉会	グループホームこんぺいとう	共同生活援助
令和7年1月23日	社会福祉法人三多摩福祉会	社会福祉法人三多摩福祉会コスモス府中	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
令和7年1月29日	府中市	地域生活支援センターみ～な	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援
令和7年2月6日	社会福祉法人府中えりじあ福祉会	地域生活支援センタープラザ	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
令和7年2月28日	特定非営利活動法人エンパワメントふちゅう	エンパワメントふちゅう	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
令和7年3月19日	株式会社大洋	ヘルパーステーションすまいる	居宅介護 重度訪問介護
令和7年3月24日	3 3 株式会社	グループホームSunSun 2	共同生活援助

2 主な文書指摘の内容（※1）

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を講じているが不十分なので是正すること。
	職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じていないので是正すること。
	サービス提供記録の内容が不十分又は適切でないため是正すること。
	利用者負担となるサービス内容・費用等について、書面により明らかにし、同意を得ること。
	身体的拘束等の適正化を図るために必要な体制の整備を講じていないので是正すること。
	業務継続計画の策定を適切に行うこと。
	感染症の予防及びまん延を防止するための措置を講じていないので是正すること。
生活介護 就労継続支援B型	身体的拘束等の適正化を図るために必要な体制の整備を講じているが不十分なので是正すること。
	利用者が負担する費用について適切に扱っていないため、是正すること。
	運営規程が適正に作成されていないので是正すること。
	経理規程に従って会計処理等の事務処理を行っていないので是正すること。
	附属明細書について計算書類の金額と一致していないので是正すること。
共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を講じているが不十分なので是正すること。
	利用者が負担する費用の精算を適切に行っていないので是正すること。
	非常災害に際して必要な設備の設置が不十分なので是正すること。
	利用者から支払を受けることができる費用が適当でないので是正すること。
計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	サービスの提供の記録を作成していないので是正すること。

※1 事業者から文書で改善を求める必要がある指摘の内容です。

※2 実地指導における確認作業は、原則サンプル抽出方式での確認となりますので、抽出したサンプルにおいて検出された指摘事項となります。